


所管部課	市民部地域振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市立新堀地区会館処務規程の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立新堀地区会館処務規程			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>令和2年4月からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、規定の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第3条の「嘱託員その他の」を「必要な」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 規定の一部改正を行うことで、事務の適正な運用を図ることができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：提出は秘書係へ19部。定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。